

子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

1 国の利用者負担の考え方

○新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めること（応能負担）とされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

・新制度において利用者負担の設定が必要な区分

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分		利用可能施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間(4H)	幼稚園、認定こども園
	あり	2号認定	保育標準時間(11H)	保育所、認定こども園
保育短時間(8H)				
満3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間(11H)	保育所、認定こども園 地域型保育事業
			保育短時間(8H)	

○国が定める水準は、つぎの要素を基に設定している。

- ・教育標準時間認定（1号認定）を受ける子どもについては、私立幼稚園の保育料設定を基礎として、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して設定
- ・保育認定（2号認定・3号認定）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定

2 洲本市の利用者負担の考え方

①教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担

- ・国の基準に準拠し、応能負担による料金者負担を設定する。
- ・同じ年齢児である2号認定の利用者負担と比較して、利用時間やサービス内容による不公平が生じないように考慮した料金設定を行う。
- ・洲本市立幼稚園については、別体系で利用者負担を設定し、3か年で段階的に新料金に移行する。

②保育認定（2号認定・3号認定）の利用者負担

- ・国の基準に準拠し、応能負担による利用者負担を設定する。（従来どおり）
- ・支給認定で区分する保育必要量（標準時間・短時間）に応じた利用者負担を設定する。
- ・保育標準時間は、現行の市基準の利用者負担を基本とし、保育短時間は、標準時間の利用者負担の概ねマイナス1.7%（国基準の比率）の額に設定する。
- ・国の基準に準拠し、従来は所得税額であった所得階層区分の税額を市民税額とする。
- ・所得階層区分の上限を国基準に合わせるため、新たに最上位階層を設ける。
- ・2号認定（3歳児・4歳以上児）については、一定階層から給付単価を上限に負担額を設定する。
- ・利用施設や事業を問わず、認定区分ごとに同一の利用者負担とする。

○保育料の軽減について（国基準）

1) 多子世帯

・1号認定

小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料

・2号認定、3号認定

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料

2) ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等

第2階層は無料、第3階層は基準額より1,000円減額

【私立幼稚園・認定こども園（教育標準時間利用）の利用者負担】

○現行の利用者負担の設定なし（各園が独自に設定）



○新制度の利用者負担（案）

国基準		市基準(案)		
階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担	
			3歳児	4歳以上児
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円	②市民税非課税世帯	1,000円	1,000円
		③市民税均等割のみ課税世帯	3,000円	3,000円
③市民税所得割77,100円以下	16,100円	④市民税所得割課税額77,100円以下	11,500円	11,000円
④市民税所得割211,200円以下	20,500円	⑤市民税所得割課税額121,800円以下	18,000円	15,000円
		⑥市民税所得割課税額211,200円以下	20,500円	17,000円
⑤市民税所得割211,201円以上	25,700円	⑦市民税所得割課税額211,201円以上	23,000円	19,500円

【洲本市立幼稚園の利用者負担】

○現行の利用者負担

区分	利用者負担
生活保護世帯	0円
上記以外の世帯	6,500円



○新制度の利用者負担（案）

階層区分	利用者負担		
	H27年度	H28年度	H29年度以降
①生活保護世帯	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円	3,000円	3,000円
③市民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円	7,500円	7,900円
④市民税所得割課税額 121,800円以下	7,700円	8,900円	10,000円
⑤市民税所得割課税額 166,500円以下	8,000円	9,500円	11,000円
⑥市民税所得割課税額 211,200円以下	8,500円	10,500円	12,300円
⑦市民税所得割課税額 211,201円以上	9,600円	12,800円	16,000円

※新料金は平成27年度以降に入園する園児から適用し、在園児は従来の利用者負担とする。

【2号認定・3号認定の利用者負担】

国基準				
階層区分	利用者負担			
	満3歳未満		満3歳以上	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
③市民税所得割48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
④市民税所得割97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤市民税所得割169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥市民税所得割301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦市民税所得割397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧市民税所得割397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

○現行の利用者負担

市基準(現行)				
階層区分	利用者負担			
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A 生活保護世帯	0円	0円	0円	
B 市民税非課税世帯(前年度分)	9,000円	6,000円	6,000円	
C 市民税課税世帯(前年度分)	19,500円	16,500円	16,500円	
D1 所得税額40,000円未満	30,000円	25,000円	23,000円	
D2 所得税額63,000円未満	37,500円	31,000円	28,000円	
D3 所得税額103,000円未満	40,000円	33,000円	30,000円	
D4 所得税額203,000円未満	43,000円	36,000円	33,000円	
D5 所得税額413,000円未満	47,500円	39,500円	36,000円	
D6 所得税額413,000円以上	51,000円	41,000円	38,000円	



○新制度の利用者負担(案)

市基準(案)						
階層区分	利用者負担					
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
③市民税所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円	16,500円	16,300円
④市民税所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円	25,000円	24,700円	23,000円	22,700円
⑤市民税所得割課税額124,500円未満	37,500円	36,900円	31,000円	30,500円	27,500円	27,100円
⑥市民税所得割課税額169,000円未満	40,000円	39,400円	33,000円	32,500円	27,500円	27,100円
⑦市民税所得割課税額229,100円未満	43,000円	42,300円	34,000円	33,500円	27,500円	27,100円
⑧市民税所得割課税額301,000円未満	47,500円	46,700円	34,000円	33,500円	27,500円	27,100円
⑨市民税所得割課税額397,000円未満	51,000円	50,100円	34,000円	33,500円	27,500円	27,100円
⑩市民税所得割課税額397,000円以上	56,000円	55,000円	34,000円	33,500円	27,500円	27,100円